

別紙 3

群馬県医薬品配置協会研修運営委員会会則

「名称」

第1条 本会は、群馬県医薬品配置協会研修運営委員会と称する。

「目的」

第2条 本会は、群馬県医薬品配置協会が行う資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため必要な業務を行うことを目的とする。

「業務内容」

第3条 本会は、次の業務を行う。

1. 研修会の研修内容及び運営方法について検討する。
2. 研修会の実施方法及び実施要領等について検討する。
3. その他本会の目的を達成するために必要な業務を実施する。

「事務局」

第4条 本会の事務局は、一般社団法人群馬県医薬品配置協会に置くものとする。

「委員」

第5条 本会の委員は、次のものをもって構成する。

1. 群馬県医薬品配置協会役員
2. 学識経験者及び消費者等

「役員」

第6条 本会には、次の役員をおくこととする。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 若干名

「任期」

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

「委員会」

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるときに随時召集する。

委員会には学識経験者及び消費者等の第5条に記載する委員が出席するものとする。

「議長」

第9条 委員会の議長は、委員長もしくは委員長が指名した委員をもってあてる。

「議決」

第10条 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

「その他」

第11条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

本会則について、改正の必要が生じた場合は委員会で協議の上決定する。